

令和2年度 第1回 岡山県道路メンテナンス会議

【目次】

【1. 審議事項】

(1) 規約改正	資料 01	P 1
----------	-------	-----

【2. 連絡事項】

(2) 道路メンテナンス会議年間スケジュール	資料 02	P 5
(3) 令和元年度点検の結果	資料 03	P 6
(4) 令和元年度の取組状況及び令和2年度の取組計画等	資料 04	P10
(5) 情報提供		
・「中国道路メンテナンスセンター」について	資料 05	P16

岡山県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「岡山県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、岡山県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、岡山県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長5名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長、副会長は岡山県土木部道路建設課長、同道路整備課長、岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課長、同道路予防保全課長及び西日本高速道路株式会社中国支社岡山高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

* 改正の箇所は赤字の箇所です。

* 主な改正箇所は別表の役職の修正や組織の追加です。

「中国道路メンテナンスセンター」は、国土交通省の組織変更で令和2年度から主に橋梁保全業務を担当する部署として発足した事務所で、道路メンテナンス会議を通じて、地方自治体への技術的支援や助言などを行います。詳細資料を資料05に添付しています。ご確認ください。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所計画課、同管理第二課、岡山県土木部道路建設課、同道路整備課、岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課、同道路予防保全課及び西日本高速道路株式会社中国支社岡山高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月16日から施行する。

平成27年6月5日 改正

平成28年7月8日 改正

平成29年7月6日 改正

平成30年3月19日 改正

平成31年3月25日 改正

令和元年8月7日 改正

令和2年8月●日 改定

岡山県・道路メンテナンス会議 名簿

	組 織 名	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	岡山国道事務所長
副会長	岡山県土木部	道路建設課長
副会長	岡山県土木部	道路整備課長
副会長	岡山市都市整備局道路部	道路港湾管理課長
副会長	岡山市都市整備局道路部	道路予防保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	岡山高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	岡山管理センター所長
	倉敷市	土木部長
	津山市	都市建設部長
	玉野市	建設部長
	笠岡市	建設部長
	井原市	建設部長
	総社市	建設部長
	高梁市	産業経済部長
	新見市	建設部長
	備前市	建設部長
	瀬戸内市	産業建設部長
	赤磐市	建設事業部長
	真庭市	建設部長
	美作市	建設部長
	浅口市	産業建設部長
	和気町	産業建設部長 都市建設課長
	早島町	建設農林課長
	里庄町	農林建設課長
	矢掛町	建設課長
	新庄村	産業建設課長
	鏡野町	建設課長
	勝央町	産業建設部参事
	奈義町	地域整備課長
	西栗倉村	建設課長
	久米南町	建設水道課長
	美咲町	建設課長
	吉備中央町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
追加	国土交通省中国地方整備局	中国道路メンテナンスセンター長
	公益財団法人岡山県建設技術センター	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所	計画課・管理第二課
	岡山県土木部	道路建設課
	岡山県土木部	道路整備課
	岡山市都市整備局道路部	道路港湾管理課
	岡山市都市整備局道路部	道路予防保全課
	西日本高速道路株式会社中国支社 岡山高速道路事務所	統括課

岡山県・道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所	総括保全対策官
副幹事長	岡山県土木部道路建設課	参事
副幹事長	岡山県土木部道路整備課	総括副参事
副幹事長	岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課	課長補佐
副幹事長	岡山市都市整備局道路部道路予防保全課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社 岡山高速道路事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路構造保全官
	本州四国連絡高速道路株式会社 岡山管理センター	副所長
	倉敷市	副参事 土木課長
	津山市	都市建設部次長兼土木課長
	玉野市	土木課長
	笠岡市	建設部次長兼建設管理課長 建設管理課長
	井原市	建設部参与 建設部次長
	総社市	建設部次長
	高梁市	建設課長 産業経済部次長兼建設課長
	新見市	建設課長
	備前市	建設課長
	瀬戸内市	建設課長
	赤磐市	建設課長
	真庭市	建設課長
	美作市	建設課長
	浅口市	産業建設部次長兼建設業務課長 建設業務課長
	和気町	都市建設課長 都市建設課長補佐
	早島町	建設農林課 係長
	里庄町	農林建設課長
	矢掛町	建設課長
	新庄村	産業建設課長
	鏡野町	建設課課長補佐
	勝央町	産業建設部参事補
	奈義町	地域整備課長
	西粟倉村	建設課長
	久米南町	建設水道課長
	美咲町	建設課長
	吉備中央町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
追加	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	技術課長
事務局	国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所	計画課・管理第二課
	岡山県土木部 道路建設課	
	岡山県土木部 道路整備課	
	岡山市都市整備局道路部 道路港湾管理課	
	岡山市都市整備局道路部 道路予防保全課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 岡山高速道路事務所	統括課

年間スケジュール(令和2年度)

資料02

4月	<p>道路法77条第1項に基づく道路の維持又は修繕の実施状況調査</p> <p>道路保全関係TV講座 4月16日 ○道路保全業務に関する基礎的な勉強会</p>	
5月		■ 5/18
6月		
7月	<p>『点検支援技術勉強会』津山会場 7月28日 ○点検支援技術の取り組み、ドローンを使用した点検のデモ</p> <p>【岡山県実施】『橋梁保全に関する講習会』開催日未定 ○道路構造物を対象に点検や予防保全のための知識習得</p>	
8月	<p>『道路メンテナンス会議』(第1回) ○内容 ※書面開催 ・規約改正、点検結果の確認、今後の取組計画 等</p> <p>『点検支援技術勉強会』岡山会場 8月24日 ○点検支援技術の取り組み、点検ロボットを使用した点検のデモ</p>	<p>『跨道橋連絡会議』(第1回) 書面開催</p> <p>道路メンテナンス年報の公表 8月頃</p>
9月	<p>『点検支援技術勉強会』倉敷会場 9月18日 ○点検支援技術の取り組み、点検ロボットを使用した点検のデモ</p>	
10月	<p>【岡山県実施】『道路トンネル職員点検講習会』 ○監視の一環として変状の進行性を確認する職員点検</p> <p>【岡山県実施】『岡山県橋梁保全実践講座』 ○小規模な橋梁を中心に、直営点検の実施に資する現場実習</p>	<p>『担い手育成に関する取り組み』 10月予定 ○橋梁点検実習(対象:岡山市内の教育機関)</p> <p>『直轄の職員点検』 10月予定 ○橋梁点検方法の実践</p>
11月	<p>『実務担当者会議』※必要に応じて ○内容 ・進捗確認、道路メンテナンス実施等の意見交換 等</p>	
12月		
1月		
2月	<p>『道路メンテナンス会議』(第2回) ○内容 ・令和2年度の点検実施状況、補修実施状況、令和3年度の取組予定 等</p>	<p>『鉄道道路連絡会議』(第1回)</p> <p>【岡山県実施】『道路メンテナンスミーティング』 ○橋梁等の道路施設のメンテナンスを行っていく中で、苦慮している事案等について、県・各市町村の担当職員による意見交換</p>
3月		<p>道路法77条第1項に基づく道路の維持又は修繕の実施状況調査</p>

「令和元年度点検結果」について

○令和元年度の点検結果等について、情報提供。

1. 令和2年度道路メンテナンス年報が未発出のため、令和2年度第1回メンテナンス会議ではメンテナンス年報が公表される前の“速報値”で報告。

今後、メンテナンス年報が発出された後、メンテナンス会議等で報告予定です。

○岡山県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は427橋（6%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,970橋（29%）

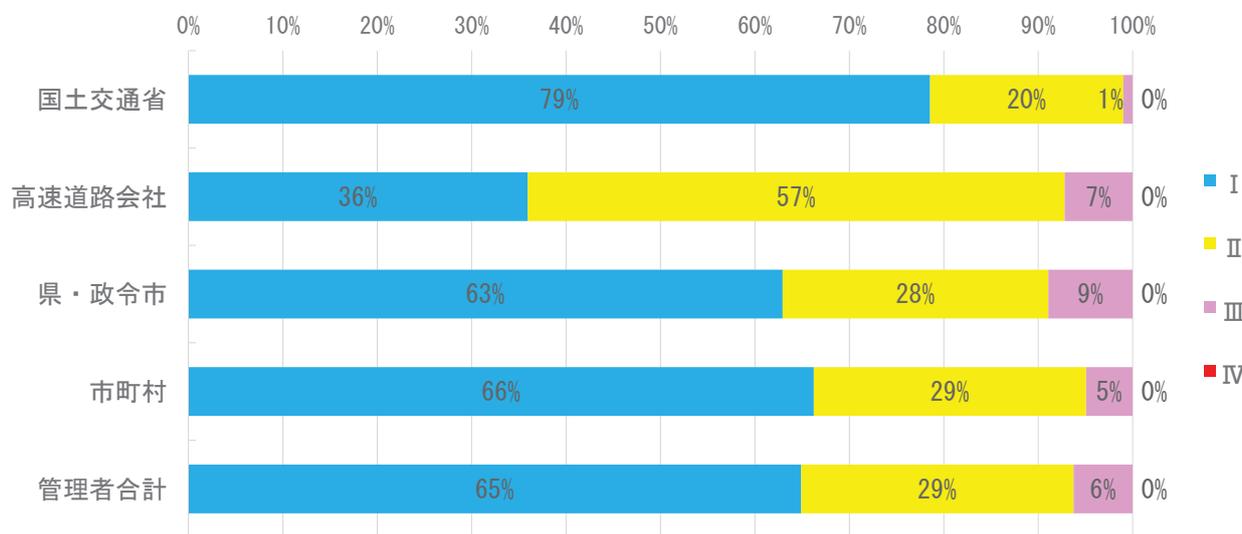
〈令和元年度管理者別点検結果（橋梁）〉

管理者	管理施設数 (R2.3.31現在)	R1 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,053	303	238	62	3	0
高速道路会社	726	153	55	87	11	0
県・政令市	13,241	2,490	1,567	701	222	0
市町村	18,123	3,882	2,571	1,120	191	0
合計	33,143	6,828	4,431	1,970	427	0

※点検実施数はR2.3.31現在
※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○岡山県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は6%、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は29%

〈令和元年度管理者別点検結果（橋梁）〉



※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○岡山県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は22箇所（33%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は43箇所（64%）

〈令和元年度管理者別点検結果（トンネル）〉

管理者	管理施設数 (R2.3.31現在)	R1 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	11	0	0	0	0	0
高速道路会社	98	34	2	15	17	0
県・政令市	100	24	0	21	3	0
市町村	36	9	0	7	2	0
合計	245	67	2	43	22	0

※点検実施数はR2.3.31現在
※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○岡山県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は 33%、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 64%

〈令和元年度管理者別点検結果（トンネル）〉



※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○岡山県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は9箇所（8%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は56箇所（50%）

〈令和元年度管理者別点検結果（道路附属物等）〉

管理者	管理施設数 (R2.3.31現在)	R1 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	161	15	14	1	0	0
高速道路会社	221	60	27	29	4	0
県・政令市	292	35	6	26	3	0
市町村	71	2	0	0	2	0
合計	745	112	47	56	9	0

※点検実施数はR2.3.31現在
※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

○岡山県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）は無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は8%、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は50%

〈令和元年度管理者別点検結果（道路附属物等）〉



※速報値であり、年報等と数値が異なる可能性があります

■研修・講習会の実施状況

・メンテナンス会議主催

研修・講習会名	対象者	参加人数	開催日
1 点検支援技術活用講習会	国・地方自治体 コンサルタント	25名	R元.7.17 会場:岡山市
2 トンネル点検見学会	国・地方自治体	16名	R元.7.22 会場:高速道路
3 定期点検要領の見直しに伴う実務講習会	国・地方自治体	27名	R元.9.17 会場:備前市
4 定期点検要領の見直しに伴う講習会	国・地方自治体	22名	R元.10.8 (TV会議)

・岡山県主催

研修・講習会名	対象者	参加人数	開催日
1 橋梁保全に関する講習会	自治体職員(12名)、 建設コンサルタント 及び土木建設会社 (11名)	23人	R元.6.27~28 2日間
2 道路構造物の点検と対策(基礎)講座	自治体職員	8人	R元.6.14 1日
3 岡山県橋梁保全実践講座	自治体職員	37人	R元.10.15~16: 赤磐会場 【参加者:23名】 R元.10.17~18: 真庭会場 【参加者:14名】
4 道路メンテナンスミーティング	自治体職員	34人	R2.2.5 1日

■取り組み紹介

研修名	対象者	参加人数	開催日
1 橋梁点検実習	岡山理科大学学生	25人	R元.6.21
2 橋梁点検実習	岡山大学生	48人	R元.8.8

令和元年度職員の技術力向上に関する取組状況

■点検支援技術活用講習会

○目的

道路管理者及び点検従事者において、点検支援技術に対する理解を深め、自らの定期点検で活用する

○実施日・参加者

開催日:R元.7.17
参加者:自治体職員(10名)、
建設コンサルタント等(15名) 計25名

○実習内容

座学:「新技術利用のガイドライン(案)」に基づく活用の流れ
発注者(道路管理者)が求める活用目的の明確化
活用目的に応じた技術の選定 など
現地:コンクリート構造物のうき・剥離の非破壊検査技術のデモ



○受講者からの意見・感想

・他の技術も紹介して欲しい
・機会があれば今後も参加したい

■トンネル点検見学会

○目的

今後のトンネル点検の参考とする

○実施日・参加者

開催日:H30.6.21
参加者:自治体職員(9名)
国職員(7名) 計16名

○実習内容

座学:トンネル点検車による点検の説明
現地:トンネル点検車による点検の実施状況見学
道路メンテナンスに関する技術紹介



令和元年度職員の技術力向上に関する取組状況

定期点検要領の見直しに伴う実務講習会 ■ 定期点検要領の見直しに伴う講習会

○目的

「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知し活用促進を図る

○実施日・参加者

開催日：R元.9.17
参加者：自治体職員(24名)
国等(3名) 計27名

○実習内容

座学：道路橋定期点検要領の改訂
自ら橋梁点検に向けた取り組みについて
実習：点検マニュアルに沿った損傷区分を判定し、
グループワークを実施



○受講者からの意見・感想

- ・点検にあたって、どのような視点で診断するのか、基準となる目安はどういった部分かなど、疑問に感じていた点が現地講習を通じて理解できた
- ・初めて聞く用語ばかりでしたが、現地の状況を確認しながら学習することで理解を深めることができた。

○実習内容

開催日：R元.10.8
参加者：自治体職員(22名)

○実習内容

座学：道路橋定期点検要領の改訂
自ら橋梁点検に向けた取り組みについて



○受講者からの意見・感想

- ・最寄りの会場が選べ 移動時間が短縮され参加しやすい
- ・点検調書の所見の書き方盛り込んであったのがよかった
- ・例などが、今後役立つ

令和元年度職員の技術力向上に関する取組状況

橋梁保全に関する講習会

○目的

橋梁や道路構造物を対象に点検や予防保全のための知識習得を目的

○実施日・参加者

開催日：R元.6.27～28
参加者：自治体職員(12名)、
建設コンサルタント及び土木建設会社(11名)

○実習内容

・1日目(座学)：点検のポイント、点検記録の方法、マニュアルの解説
・2日目(実習)：現地にて、点検マニュアルに沿った損傷区分を判定し、
点検結果を持ち寄り、グループワークを実施



○受講者からの意見・感想

- ・橋梁保全全般について様々な観点からの話が聞けて勉強になった。
- ・点検演習では、説明を受けたうえで評価することができ、よく分かった。
- ・損傷具合を見ながら専門家の話が聞けるので良い経験になった。

道路構造物の点検と対策(基礎)講座

○目的

道路構造物の点検業務に関する知識習得を目的

○実施日・参加者

開催日：R元.6.14
参加者：自治体職員(8名)
主催：(公財)岡山県建設技術センター

○実習内容

・座学による道路構造物(トンネルや大型カルバートなどの道路附属物)の点検業務に関する講習



○受講者からの意見・感想

- ・判定の演習や現場をたくさん見る研修があれば、もっと良く分かる
- ・工事現場での問題をどの様に解決したがという事例を教えて欲しい
- ・点検業務の必要性が良く分かった。
- ・維持修繕費の確保についての考え方やトレンドについて教えて欲しい

令和元年度職員の技術力向上に関する取組状況

■ 橋梁保全実践講座

○ 目的

自治体担当者を対象に、小規模な橋梁を中心に、直営点検の実施に資する現場実習を核とした実践的な講座を開催

○ 実施日・参加者

開催日：R1.10.15・16：赤磐会場【参加者：県0名、市町村23名】
R1.10.17・18：真庭会場【参加者：県3名、市町村11名】



赤磐会場



真庭会場



○ 実習内容

- 市町村管理橋梁を題材に、現場で実際にものを見ながら点検のポイント等について研修を行う。
→直営点検の実施及び点検業者に対し監督する立場となる市町村職員の技術力向上に寄与

○ 受講者からの意見・感想

- 小規模の実践講座で質問しやすくてよかった。
- 点検すべきポイントと判断基準がわかりやすく、今後の業務に活かせる研修でした。

令和元年度職員の技術力向上に関する取組状況

■ 道路メンテナンスミーティング

○ 目的

自治体担当者を対象に、橋梁等の道路施設のメンテナンスを行っていく中で、苦慮している事案等について、県・各市町村の担当職員が意見を出し合いながら方向性等の検討を行い、併せて、道路メンテナンスに関する技術力の向上を図るもの。

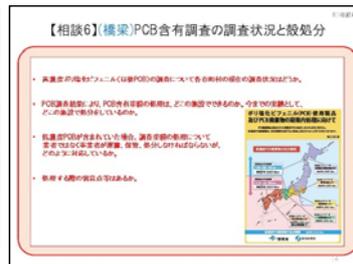
○ 実施日・参加者

開催日：R2.2.5：岡山県建設技術センター【参加者：22市町村34名】
主催：岡山県

○ 実習内容

事前に、市町村から提出された相談事項等について、県からの情報提供や意見交換を実施。

○ 状況写真



○ 受講者からの意見・感想

- 各市町村の貴重な意見や岡山県から情報提供などが聞けて、これからの業務に活かしていきたい。
- 職員点検について、県や他市町村を参考に、今後積極的に考えていきたい。

令和元年度老朽化広報の取組状況(学生向け)

○目的

次世代を担う学生に、老朽化の現状、対策の必要性について理解浸透を図る。

■岡山理科大学

○日時: 令和元年6月21日(金)
○場所: 国道180号 首部大橋(岡山市) ※学生25名参加



▲ ひび割れ調査を体験



▲ 打音調査を体験



▲ 強度測定、鉄筋探査を体験



▲ 意見交換

■岡山大学

○日時: 令和元年8月8日(木)
○場所: 国道2号 百間川橋(岡山市) ※学生48名参加



← 事前に座学により
道路メンテナンスに関
する講義を実施
(7月11日(木))



▲ ひび割れ、打音調査を体験



▲ 鋼材の腐食状況確認を体験



▲ 橋面の点検を体験



▲ 意見交換

令和2年度 道路メンテナンス会議等主催の研修会等

■研修・講習会などの実施計画

■点検技術向上を図るための研修会等 (メンテナンス会議 実施)

講習会名	対象者	研修期間	研修目的
1 点検支援技術に関する現地勉強会	国、地方自治体等の橋梁点検実務に携わる職員	津山会場 令和2年 7月28日 岡山会場 令和2年 8月24日 倉敷会場 令和2年 9月18日	点検方法の効率化を図る目的で新技術活用による点検支援技術による現地勉強会

■保全業務の知識習得のための勉強会等 (岡山国道事務所 実施)

講習会名	対象者	研修期間	研修目的
1 道路保全関係TV講座	国交省職員	令和2年 4月16日 ⇒8名参加	道路保全業務に関する基礎的な勉強会
2 直轄の職員点検	国交省職員	令和2年10月予定	橋梁点検方法の実践

■担い手確保のための研修会等 (岡山国道事務所 実施)

講習会名	対象者	研修期間	研修目的
1 橋梁点検自習	岡山市内の教育機関	令和2年10月予定	担い手確保のための実習

令和2年度 道路メンテナンス会議等主催の研修等(岡山県)

■研修・講習会の実施計画

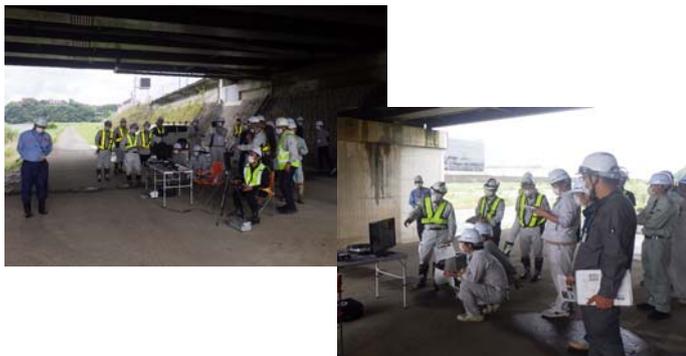
研修名	対象者	参加人数	研修期間	研修目的	カリキュラムの概要
1 橋梁保全に関する講習会	自治体職員、建設コンサルタント及び土木建設会社	50人 予定	コロナ禍により延期 開催日未定 2日	橋梁を対象に点検や予防保全のための知識を習得する	・点検のポイント、点検記録の方法、マニュアルの解説 ・現地で、点検マニュアルに沿った損傷区分を判定し、点検結果を持ち寄り、グループワークを実施
2 道路構造物の点検と対策(基礎)講座	自治体職員	40人 予定	コロナ禍により中止 1日	道路構造物を対象に点検や予防保全のための知識を習得する	・座学による道路構造物(トンネルや大型カルバートなどの道路附属物)の点検業務に関する講習
3 岡山県橋梁保全実践講座	自治体職員	30人 予定	R2.10.27~28 R2.11.2 3日	小規模な橋梁を中心に、直営点検の実施に資する現場実習を核とした実践的な講座により技術力の向上を図る	・市町村管理橋梁を題材に、現場で実物を見ながら点検のポイント等について研修を行う
4 道路メンテナンスミーティング	自治体職員	40人 予定	R3.2月頃 1日	橋梁等の道路施設のメンテナンスにおいて苦慮している事案等について、担当職員が意見を出し合いながら方向性等の検討を行うことにより、技術力の向上を図る	・事前に、市町村から提出された相談事項及び県提案事項について、県等からの情報提供や意見交換を実施
5 道路トンネル職員点検講習会	自治体職員(県職員)	20人 予定	R2.10月頃 1日	県管理トンネルを対象に、監視の一環として変状の進行性を確認する職員点検についての知識を習得する	・座学によるトンネル点検業務に関する講習 ・現地で、点検マニュアルに沿った職員点検を実施

令和2年度 道路メンテナンス会議等主催の研修会等の取組状況

* 岡山道路メンテナンス会議主催

講習会名	対象者	参加人数	開催日
点検支援技術に関する現地勉強会	国、地方自治体等の橋梁点検実務に携わる職員など	31名	津山会場 令和2年7月28日
		25名	岡山会場 令和2年8月24日
		-	倉敷会場 令和2年9月18日

点検支援技術現地勉強会（津山会場）



点検支援技術現地勉強会（岡山会場）



中国道路メンテナンスセンターについて

1. 中国道路メンテナンスセンターの開設について

中国道路メンテナンスセンターは、急速に老朽化する社会資本の対策を強化するため、点検データ等を活かした戦略的・効率的なメンテナンスを推進するための組織として、令和2年4月に開設しました。

昨年度まで中国技術事務所が担当してきた橋梁メンテナンスに関する業務は、当センターが引き継いで担当します。

※詳細は、別添1「事業概要」のとおり

2. 相談窓口

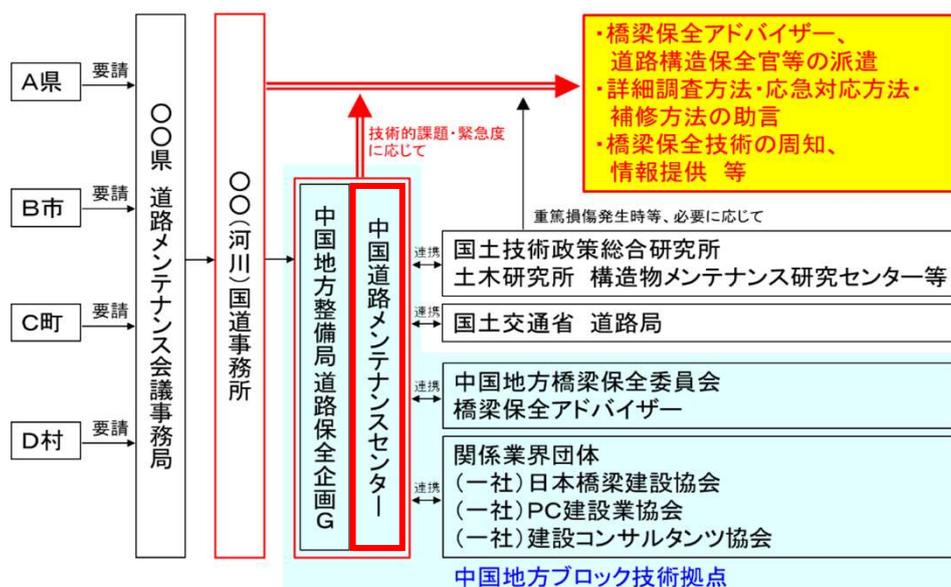
中国道路メンテナンスセンターでは、橋梁に限らず、道路施設のメンテナンスに関する技術支援をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

電話 082-824-3460 (代表)

E-mail kyouryouhozen@cgr.mlit.go.jp

担当 技術課長 徳光、保全対策官 佐々木

※メールで相談内容がわかる資料を送付後、電話を頂けるとスムーズです。



<技術支援体制図>

※詳細は、別添2「道路施設保全に関する地方自治体への取り組み」のとおり

中国道路メンテナンスセンター ～社会資本の戦略的な維持管理・更新～

事業概要
2020



＜新技術：ドローンによる点検＞



＜橋梁点検車による点検＞



＜直轄診断：道路メンテナンス技術集団＞



＜道路メンテナンス会議＞



＜直営点検の実習風景＞



＜地方自治体管理施設の点検・診断・助言＞



国土交通省 中国地方整備局
中国道路メンテナンスセンター
Chugoku Road Maintenance
Management Office

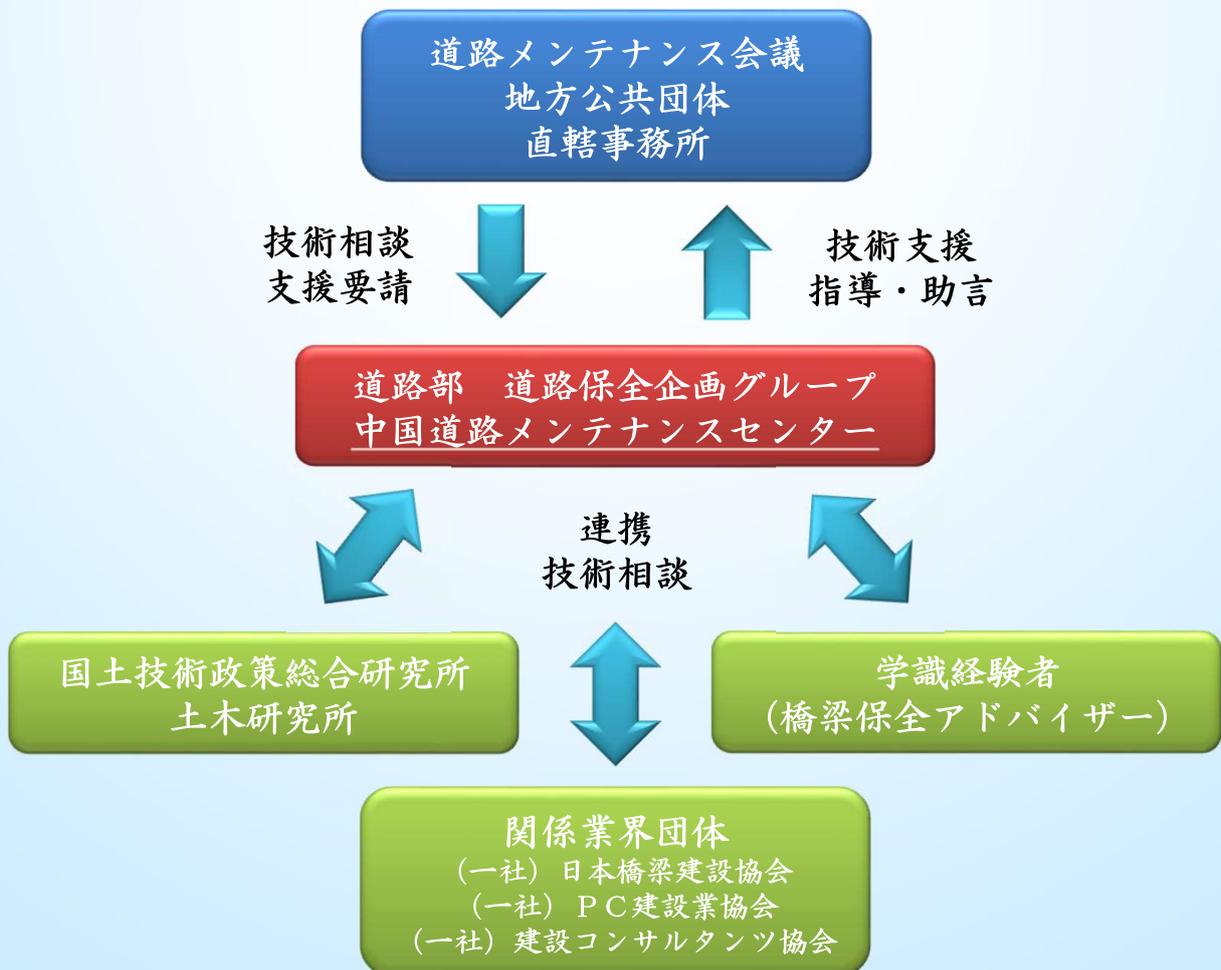
中国道路メンテナンスセンターの主な役割

中国道路メンテナンスセンターは、急速に老朽化する社会資本の対策を強化するため、点検データ等を活かした、戦略的・効率的なメンテナンスを推進するための組織として、令和2年4月に開設されました。

中国道路メンテナンスセンターの取り組み

- ✓ 直轄国道における橋梁等の健全性の診断等を担当するほか、蓄積されたメンテナンスデータの管理・分析による劣化予測や修繕計画の最適化、新技術の活用などアセットマネジメント※による道路メンテナンスの高度化を推進していきます。
- ✓ 道路メンテナンスに係る地方公共団体支援として、施設の健全性の診断・修繕の代行、高度な技術を要する道路構造物保全に関する相談への対応、地方公共団体の職員等を対象とした研修等の技術支援を担当します。

※「アセットマネジメント」とは
様々な資産の管理・運用により適切なサービスを提供すること。
道路や橋などの公共資産（社会インフラ）の管理・運用にも適用。





道路の老朽化の現状について

- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在約27%だが、10年後には約52%に急増
- 建設後50年を経過したトンネルの割合は、現在約21%だが、10年後には約35%に増加

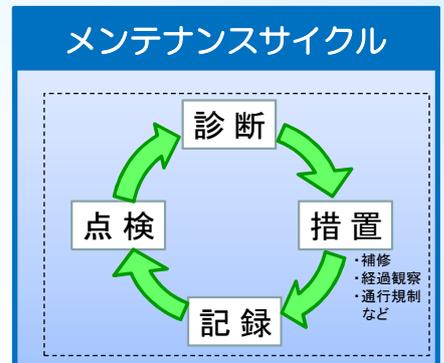
【橋梁】



【トンネル】



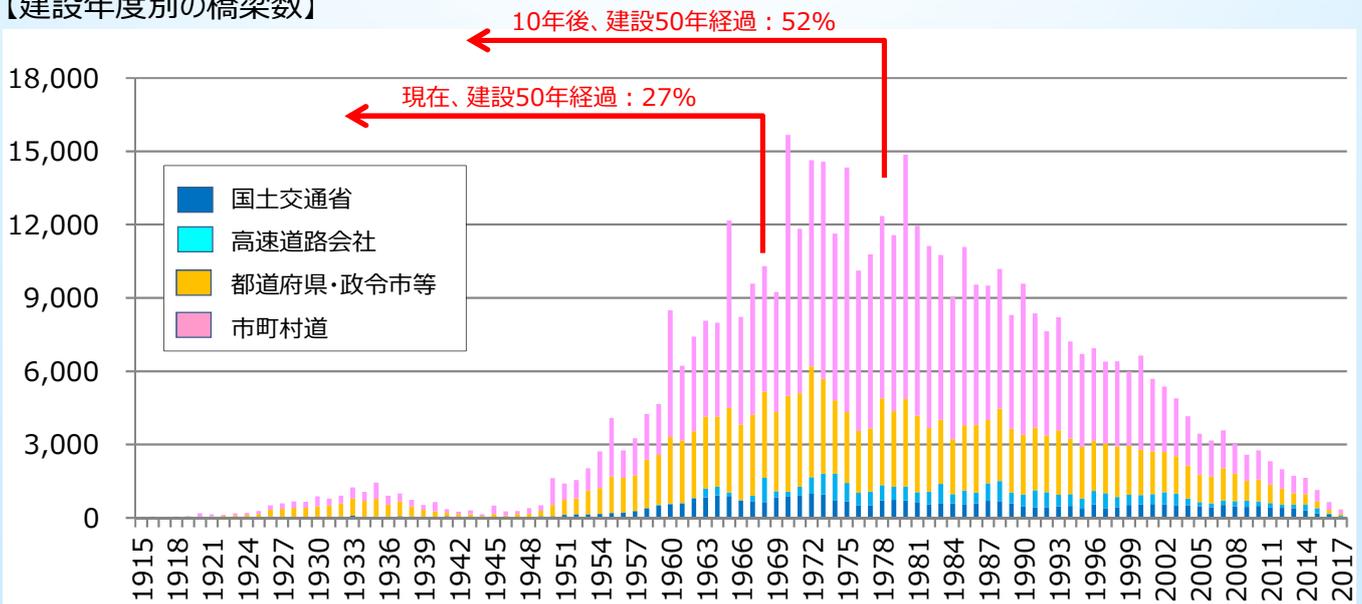
- 橋梁（約73万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回、近接目視による全数監視を実施
- 「点検→診断→措置→記録」のメンテナンスサイクルを実施



高齢化が進展する橋梁などの道路施設

- 建設後50年経過の橋梁割合は、現在約27%であるのに対し、10年後には約52%に急増
そのうち橋長15m未満の橋梁は、10年後、約59%となる
- この他に建設年度が不明な道路橋が全国で約23万橋あり、これらのお大半が市町村管理の橋長15m未満の橋梁

【建設年度別の橋梁数】



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約23万橋ある
(出典) 道路局調べ (H31.3末時点)



データ管理と新技術を活用した効率的なメンテナンス

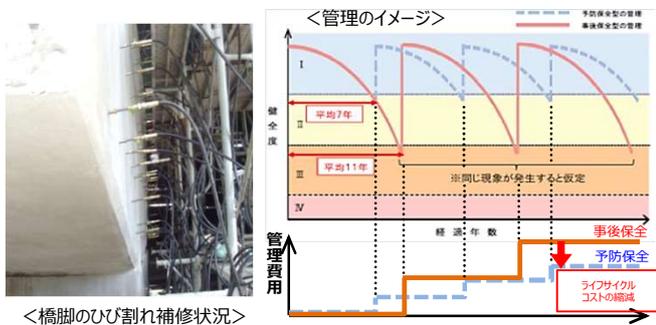
- 蓄積したメンテナンスデータの一元的管理と各システムとの連携による管理の高度化
- メンテナンス費用の縮減に向けた、有用な新技術の本格的活用

データの一元的管理・分析等により効率的なメンテナンスを実施

◆ データ活用による管理の高度化



◆ 適切な点検と予防保全型管理の推進



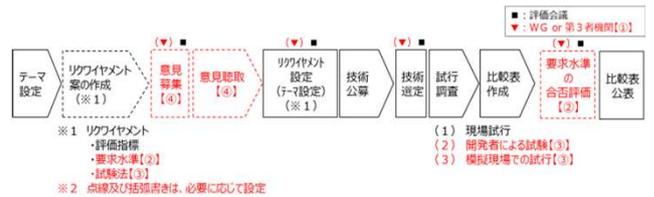
業務プロセスの効率化に資するICT技術等の活用

◆ 実務の効率化の例

計測・モニタリング技術の活用など、近接目視によらない点検・診断方法の確立・導入



◆ NETISテーマ設定型（技術公募）の手続き



高度技術・特殊な構造の橋梁等のメンテナンス

- 高度な技術が必要なもの、特殊な構造の橋梁等の補強・補修に関する品質確保

■ アストラムラインの特殊性

- 短期間に集中投資して建設
 - ⇒ 1988年～1993年に集中して建設、今後老朽化が一斉に顕在化の恐れ
- 高架橋設置上の制約
 - ⇒ 劣化の進行が第三者被害に直結
 - ⇒ 桁下に国道54号があり、長期間の交通規制を伴う作業は困難
- 運行上の制約
 - ⇒ 市民生活に直結した交通であり、メンテナンスは夜間等の限られた時間
- 膨大なストック量、今後耐震補強（耐震性能2）に着手
 - ⇒ 延長：5.7km、橋梁数：86橋に上る膨大なストック



【アストラムラインの主な損傷発生状況】



PC床版：漏水、遊離石灰



伸縮装置：漏水



支承：滞水



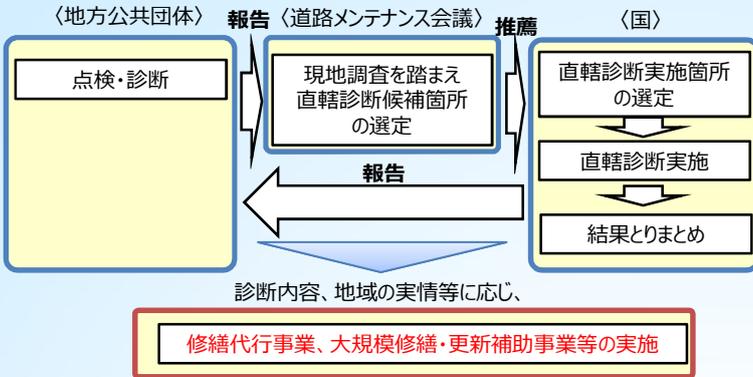
支承：腐食、滞砂



道路メンテナンス技術集団による地方自治体への支援

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、大規模修繕・更新事業等を実施

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

年度	直轄診断実施箇所	措置
H26	三島大橋（福島県三島町）	修繕代行事業
	大渡ダム大橋（高知県仁淀川町）	修繕代行事業
	大前橋（群馬県嬭恋村）	大規模修繕・更新補助事業
H27	沼尾シェッド（福島県南会津郡下郷町）	修繕代行事業
	猿飼橋（奈良県吉野郡十津川村）	修繕代行事業
	呼子大橋（佐賀県唐津市呼子町）	修繕代行事業
H28	万石橋（秋田県湯沢市）	修繕代行事業
	御鉾橋（群馬県神流町）	修繕代行事業
H29	音沢橋（富山県黒部町）	修繕代行事業
	乙姫大橋（岐阜県中津川市）	修繕代行事業
H30	仁方隧道（広島県呉市）	修繕代行事業
	天大橋（鹿児島県薩摩川内市）	修繕代行事業
R1	秩父橋（埼玉県秩父市）	-
	古川橋（静岡県榛原郡吉田町）	-

【平成30年度 直轄診断実施箇所（中国地整）】

にがたすいどう

■仁方隧道（広島県呉市）

〈仁方隧道の状況〉

覆工コンクリートの調査状況

覆工コンクリートの剥落・貫通ひび割れ



地方自治体との協働によるメンテナンス体制の拡充

- 技術者不足が指摘される地方自治体に対して、人材の育成や技術的な支援を推進する
 - ✓ 研修や出前講座等を通じて道路施設保全の基礎的技術力の向上等の支援を実施
 - ✓ 重篤損傷発生時の緊急点検や、応急復旧・補修方法等への技術的な助言
 - ✓ 道路メンテナンス会議を通じた課題の把握・解消や新技術・新工法などの技術情報の提供
 - ✓ 「橋梁点検の着眼点と留意事項」などの橋梁保全に関する技術資料の提供



〈メンテナンスに関する各種研修の実施〉



〈地方自治体職員を対象とした講義〉



〈直営点検の実習風景〉



〈地方自治体管理施設の点検・診断・助言〉



〈道路メンテナンス会議〉



〈点検・修繕等の技術資料提供〉

組織体制



事務所構内図



アクセス

バスの場合

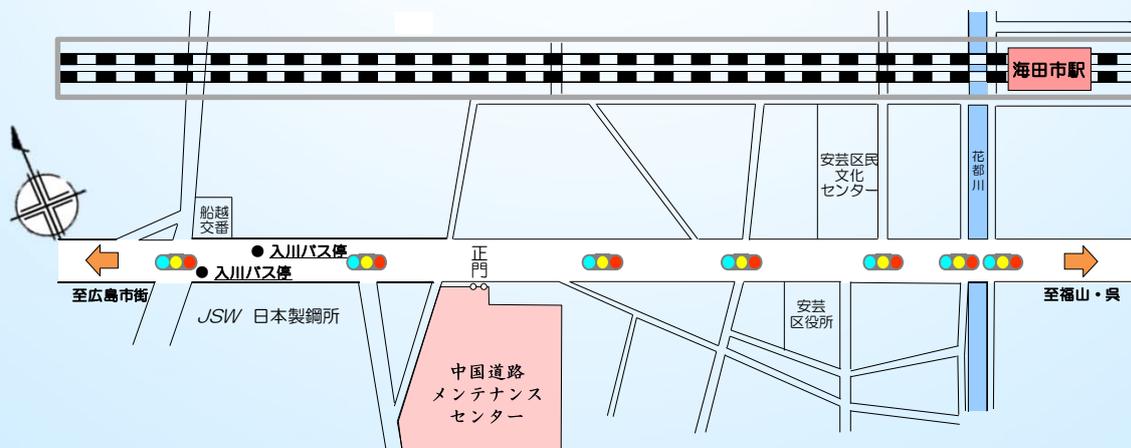
- ▶ 広島駅南口 12番バス乗り場から 海田市方面行き (約15分乗車)
- ▶ バスセンター5番乗り場から 海田市方面行き (約30分乗車)
- ▶ 入川バス停下車 東へ徒歩5分

JRの場合

- ▶ 広島駅から 山陽本線(上り) または 呉線(上り) (約10分乗車)
- ▶ JR海田市駅下車 西へ徒歩15分



※中国技術事務所庁舎の2階です



中国道路メンテナンスセンター



〒736-0082
 広島県広島市安芸区船越南2-8-1
 (中国技術事務所庁舎内2階)
 TEL:082(824)3460 (代表)
 FAX:082(824)3467 (代表)
 E-mail: chugoku-mc@cgr.mlit.go.jp

20200401 ver.

道路施設保全に関する地方自治体への 技術支援の取り組み 2020年度版



2020年4月
中国地方整備局
道路保全企画G・中国道路メンテナンスセンター

目 次

1. 背景と目的	・・・	1
2. 技術支援の取り組み方針	・・・	2
3. 技術支援体制について	・・・	3
4. 技術支援の取組	・・・	5
(1) 道路施設保全の基礎的技術力の向上と習得	・・・	5
①橋梁点検講習会・橋梁保全実践講座	・・・	5
②橋梁管理実務者Ⅰ研修	・・・	5
③橋梁管理実務者Ⅱ研修	・・・	6
④トンネル管理実務者研修	・・・	6
(2) 自治体判定区分(案)や修繕方針(案)に対する助言	・・・	7
(3) 道路施設保全技術支援(助言)	・・・	8
(4) 直轄国道を跨ぐ跨道橋(道路法の道路)の点検の受託	・・・	9
(5) 直轄診断	・・・	10
(6) 修繕代行	・・・	12
(7) その他の技術支援	・・・	13
①橋梁保全技術資料の情報提供	・・・	13
5. 参考資料(技術支援取り組み実績)	・・・	14
①道路構造物管理実務者研修、点検講習会等の実施概要	・・・	14
②道路施設保全技術支援	・・・	15
③各種技術資料の作成・情報提供	・・・	15

巻末 技術支援施策に関する問合せ・連絡先

1. 背景と目的

高度成長期に集中して建設された多くの道路施設の高齢化が急速に進んでいく状況の中、重篤な損傷が散見され始めました。道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を実現し、安全で安心な通行を長期にわたり確保するためには、定期的な点検を行い早期に損傷を発見し、早期に補修を行う予防保全を確立する必要があります。

そうした中、多くの道路施設を管理している地方公共団体においては、技術、資金、人材不足等の課題を抱えています。

このような背景から、平成25年度末には、省令でもって「道路の維持又は修繕に関する技術的基準等」が規定され、道路管理者の責務が明確にされたところです。また、平成26年4月には、社会資本整備審議会道路分科会から、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」が出され、メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築には技術面・人材面の課題を解決することが必要で、国が技術支援や人材育成を行うことが重要とされました。

中国地方整備局においては、中国地方ブロック技術拠点を設置し、人材育成や各種技術支援に取り組んでいます。

- 中国管内にある橋梁の約9割、トンネルの約6割が、県・政令市・市町村管理。
- 建設後50年を越える橋梁の割合は、現在の27%が20年後に74%、トンネルは現在の18%が20年後に51%となり高齢化が急速に進んでいく状況であり、その多くが地方公共団体が管理。

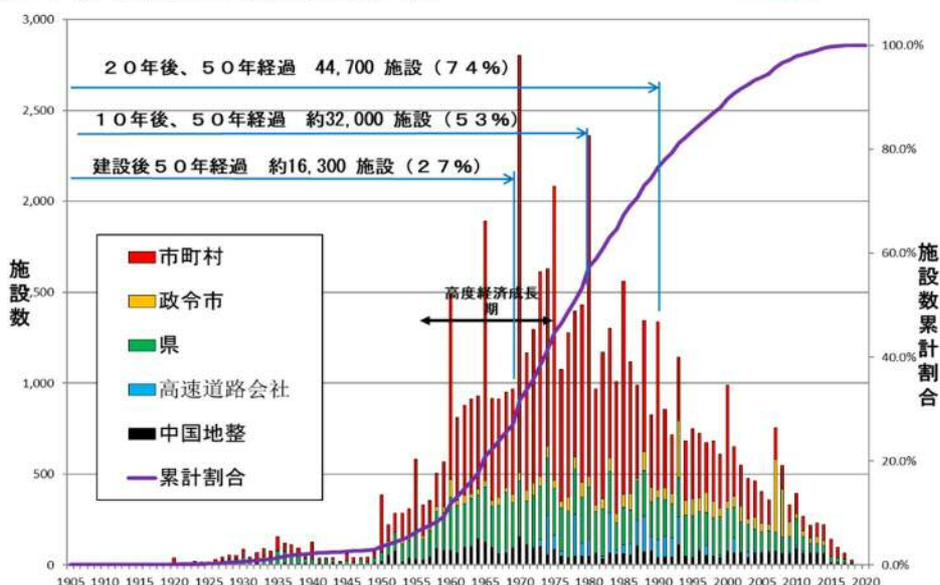
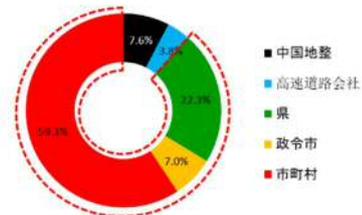
橋 梁

【道路管理者別橋梁数】

県・政令市・市町村管理施設が約9割

【建設年度別橋梁数】

建設年次が不明な約3.5万橋は含まない



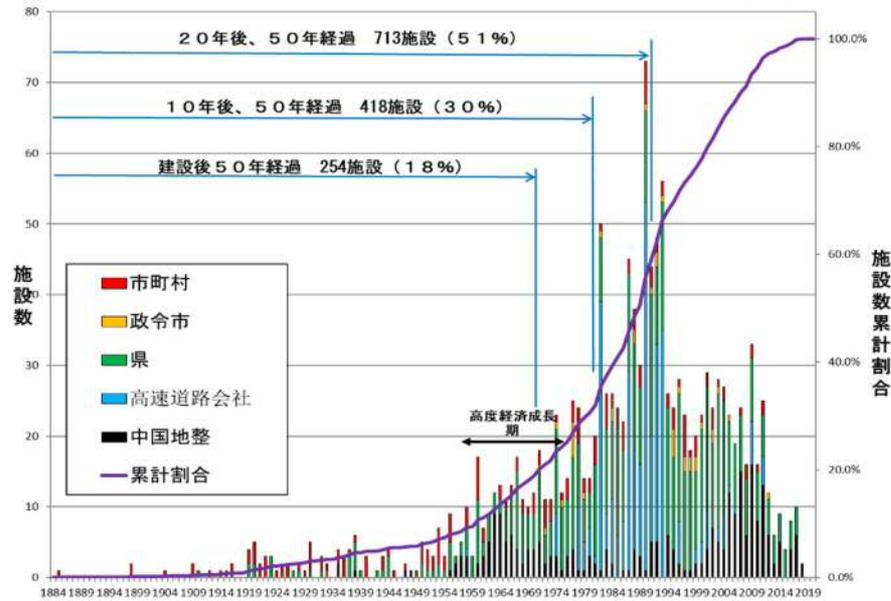
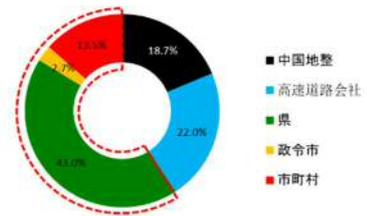
トンネル

【道路管理者別トンネル数】

県・政令市・市町村管理施設が約6割

【建設年度別橋梁数】

建設年次が不明な10施設は含まない



2. 技術支援の取り組み方針

地方公共団体との信頼関係を築き、人材育成、技術支援に積極的に取り組み、頼りにされるブロック拠点を目指しています。

- ・ 研修、講習会等を通じた、道路施設保全の基礎的技術力の向上等の支援
- ・ 重篤損傷発生時の緊急点検や、応急復旧・補修方法等への技術的な助言
- ・ 日常の道路施設保全に関する技術相談
- ・ 橋梁点検の着眼点などの橋梁保全技術資料の情報提供



研修、講習会を通じた技術支援



重篤損傷発生時の緊急点検

3. 技術支援体制について

- ・中国地方整備局では、道路施設に関する点検や補修についての相談、重大な損傷が生じている道路施設の現地調査（臨場）の要請、講習会の開催等に対応する支援組織を編制しています。
- ・中国地方の道路施設において、構造に重大な影響を与える損傷、通行規制等を伴う重篤な損傷が発生した場合に、国土技術政策総合研究所等の研究機関、地域の専門家、関係業界団体と連携して技術支援を行う体制を構築しています。

(1)中国地方整備局の技術支援組織(R2年度)

中国地方整備局 道路保全企画グループ

道路部	道路保全企画官	飯 分 優
	道路構造保全官	錦 織 直 紀
	道路構造保全官	梅 木 寿 明
	道路構造保全官(併任)	鈴 木 晃 (鳥取河川国道事務所副所長)
	道路構造保全官(併任)	松 本 信 雄 (松江国道事務所副所長)
	道路保全企画係長	遠 藤 圭 一

中国道路メンテナンスセンター

センター長	藤 原 博 明
保全対策官	佐々木 健 志
技術課長	徳 光 優
工務係長	難 波 誠
保全企画係長	松 本 佑

各県道路メンテナンス会議事務局

(鳥取県)	鳥取河川国道事務所	道路管理第二課
(島根県)	松江国道事務所	管理第二課
(岡山県)	岡山国道事務所	管理第二課
(広島県)	中国道路メンテナンスセンター	技術課
(山口県)	山口河川国道事務所	道路管理第二課

4. 技術支援の取組

(1)道路施設保全の基礎的技術力の向上と習得

①橋梁点検講習会

【受講対象者】

- ・ 国、都道府県、市町村における施設の維持管理に係る実務担当職員

【目的】

- ・ 実務的な点検の適切な実施・評価を行うための知識・能力の養成

【カリキュラムの概要】

- ・ 橋梁管理を適切に実施するための着眼点及び点検方法を学ぶ。
- ・ 要請に応じて、補修方法等の一般的な知識を得るための講義を適宜追加。
- ・ 各地公体管理の橋梁で点検実習を行い、点検調書の作成方法を学ぶ。

【開催日数（目安）】

- ・ 1～2日程度

【開催時期】

- ・ 地公体の要請に応じて開催（窓口は中国道路メンテナンスセンター）

【準備期間】

- ・ 概ね2ヶ月程度（要請から開催までに要する期間の目安）

②橋梁管理実務者Ⅰ研修

【受講対象者】

- ・ 国、都道府県、市町村における施設の維持管理に係る実務担当職員

【目的】

- ・ 実務的な点検の適切な実施・評価を行うための知識・能力の養成

【カリキュラムの概要】

道路橋、横断歩道橋、付属物、シェッド・大型カルバートの定期点検、診断に関して、最低限必要な知識と技能の習得を図る。

【開催日数（目安）】

- ・ 5日

【開催時期】

2020年 6月22日～2020年 6月26日（Ⅰ期）

2020年 9月14日～2020年 9月18日（Ⅱ期）※山陰会場を予定

【応募方法】

- ・ 各県を通して中国地方整備局より募集

4. 技術支援の取組

③橋梁管理実務者Ⅱ研修

【受講対象者】

- ・ 国、都道府県、市町村における施設の維持管理に係る実務担当職員

【目的】

- ・ 補修・補強の工法の選択の判断に必要な基礎的知識を習得

【カリキュラムの概要】

鋼橋・コンクリート橋の損傷のメカニズム、補修・補強及び耐震補強に関する工法の選択の判断に必要な基礎的知識の習得を図る。

【開催日数（目安）】

- ・ 5日

【開催時期】

2020年10月12日～2020年10月16日

【応募方法】

- ・ 各県を通して中国地方整備局より募集

④トンネル管理実務者研修

【受講対象者】

- ・ 国、都道府県、市町村における施設の維持管理に係る実務担当職員

【目的】

- ・ 定期点検に関する最低限必要な知識と技能、及び補修・補強の基礎的知識を習得

【カリキュラムの概要】

トンネルの定期点検、診断に関して、最低限必要な知識と技能の習得を図り、補修・補強に関する基礎的知識の習得を図る。

【開催日数（目安）】

- ・ 4日

【開催時期】

2020年 9月28日～2020年10月 2日

【応募方法】

- ・ 各県を通して中国地方整備局より募集

4. 技術支援の取組

(2) 自治体の判定区分(案)や修繕方針(案)に対する助言

【支援概要】

地方自治体が実施した定期点検に基づいて出した判定(案)や修繕方針(案)に対し、自治体の要請に応じて、地区単位で整備局職員や整備局が発注する診断業務担当者が助言を行う。

【支援内容】

- ・自治体の要請に応じて助言を行う「相談会(仮称)」を開催する。

【支援体制】

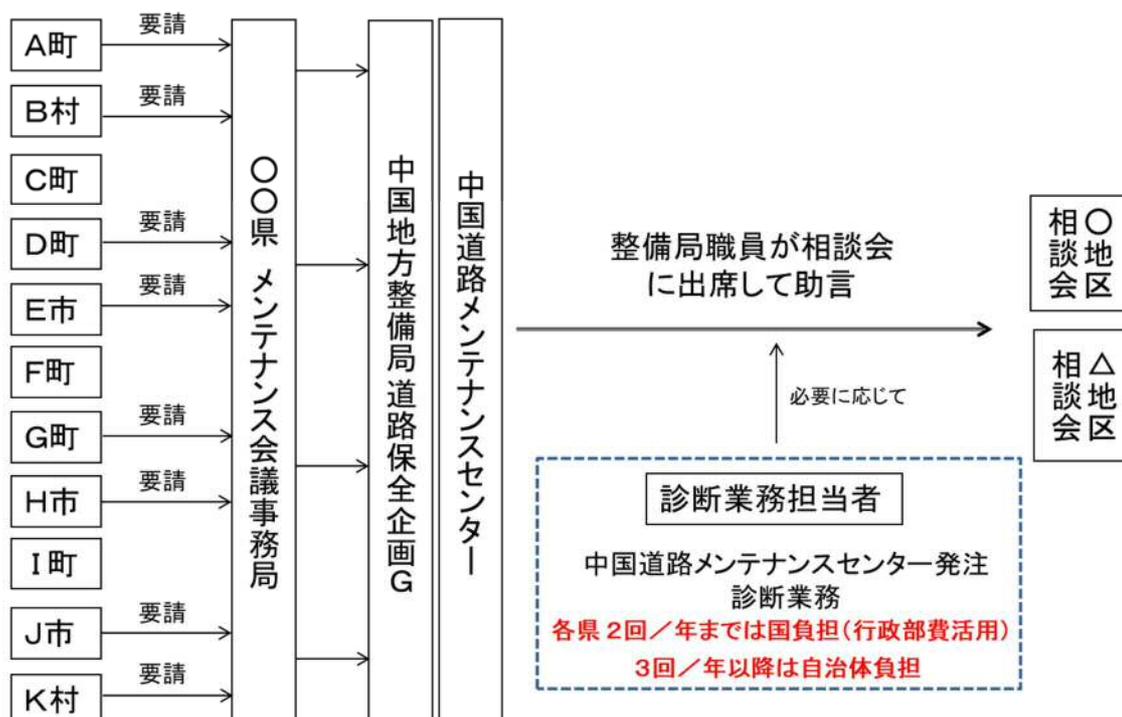
- ・自治体が道路メンテナンス会議事務局へ支援を要請。
- ・道路メンテナンス会議事務局が開催日時、場所等を決定。
- ・整備局職員、整備局の診断業務担当技術者が出席して助言。

【支援に係る費用】

- ・整備局の診断業務担当者を活用する支援は、各県で2回/年までは無償。
- ・これを越える場合には有償で実施することも可能とする。
(自治体と診断業務委託業者との個別契約が必要となります)
- ・整備局職員のみでの支援も可能。

ただし、技術支援において得られた知見は、国でも活用させていただきます。

●自治体の判定区分(案)や修繕方針(案)に対する助言



4. 技術支援の取組

(3) 道路施設保全技術支援(助言)

【支援概要】

地方自治体が管理する道路施設において、健全度の判定や修繕方針に対し、整備局職員が助言等の技術支援を行う。

【支援内容】

- ・当該道路施設の現地調査を実施し、自治体に技術的助言を行う。

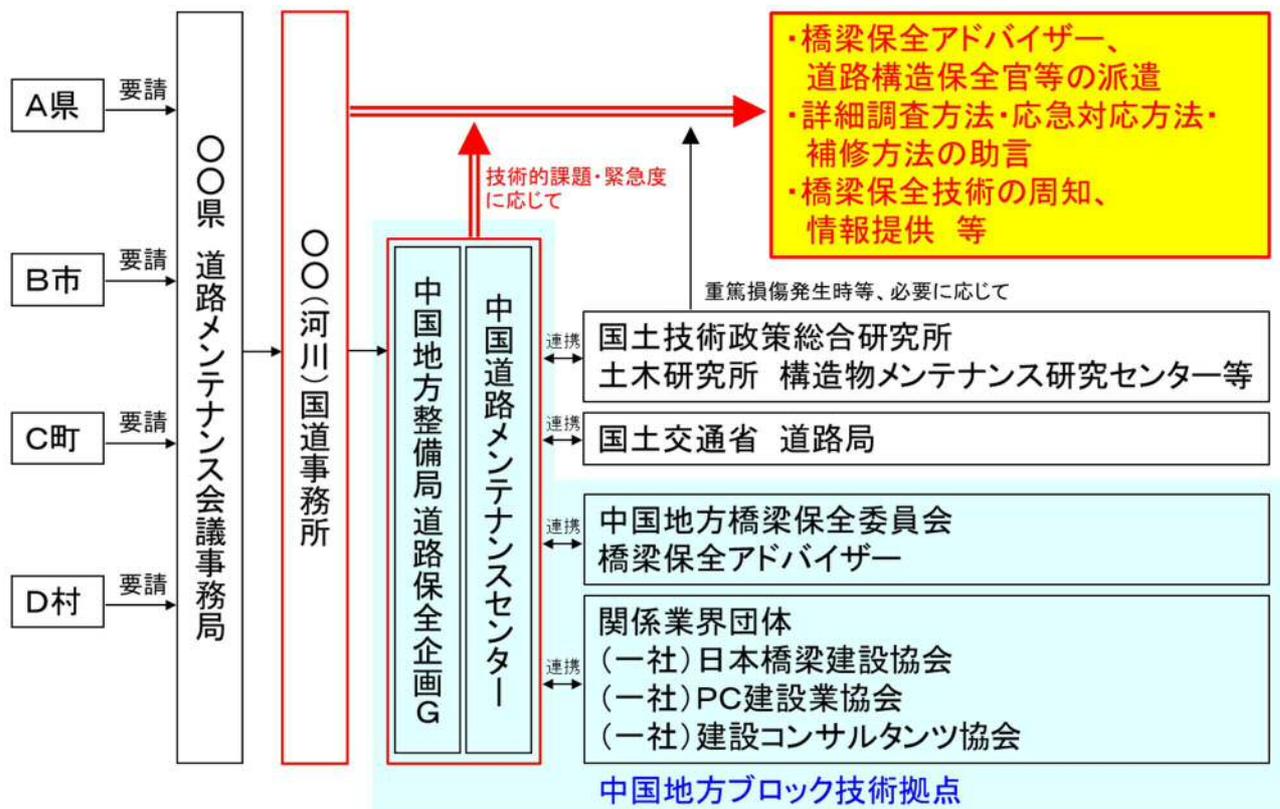
【支援体制】

- ・自治体が道路メンテナンス会議事務局へ支援を要請。
- ・整備局職員、および必要に応じて国総研等の専門家の派遣。

【支援に係る費用】

- ・原則、無償（無償による技術支援が可能な範囲での活動）
注：国総研、土研の方の旅費は、当該地公体に御負担頂くことがあります。

ただし、技術支援において得られた知見は、国でも活用させていただきます。



4. 技術支援の取組

(4) 直轄国道を跨ぐ跨道橋(道路法の道路)の点検の受託

【支援概要】

国が直轄管理する道路を跨ぐ地方公共団体等が管理する道路法上の跨道橋について、点検を受託する。

【支援内容】

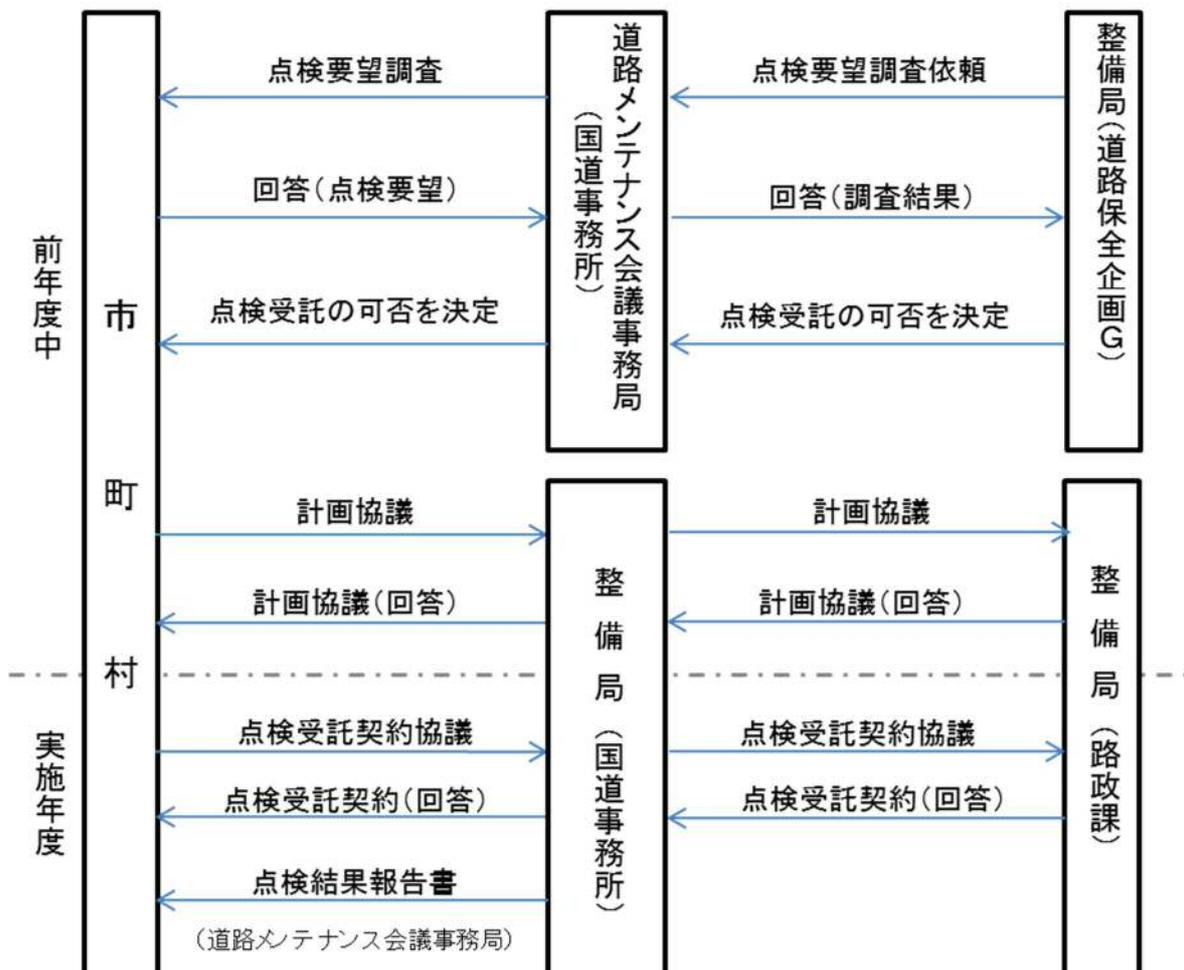
- ・点検について、地公体へ要望調査を行い、調査可能と判断した場合に受託する。

【支援体制】

- ・道路メンテナンス会議事務局が要望調査。
- ・本局道路保全企画Gがとりまとめて地域道路課に確認のうえ決定。
- ・各事務所が点検を実施。

【支援に係る費用】

- ・点検に必要な費用は該当地公体に御負担いただきます。(受託事務処理規則に基づく契約)



4. 技術支援の取組

(5) 直轄診断

「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、地方公共団体からの要請があり、当該団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

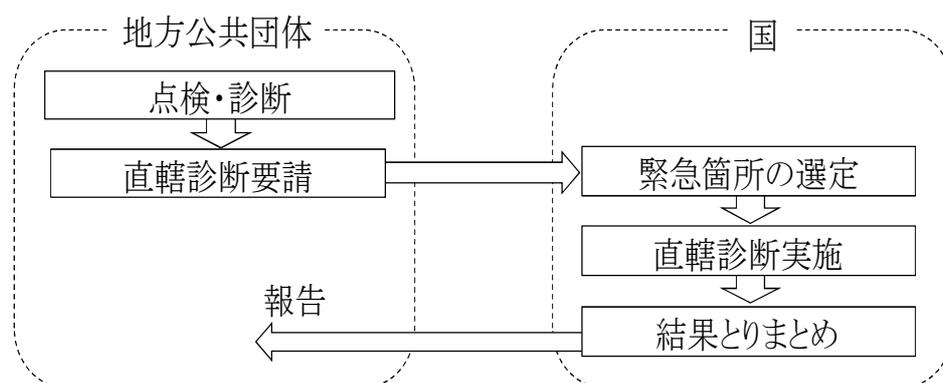
直轄診断の要請に必要となる要件

平成26年7月1日に施行された道路法施行規則等に基づいた定期点検（施行前におけるそれと同等の内容の点検を含む）を地方公共団体自ら（外部委託による方法も含む）が実施していること。

直轄診断実施箇所の選定基準

直轄診断の実施箇所は、以下の4つの選定基準を全て満たすものとします。

- ① 当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること
例えば、以下のような構造物
 - ・ 吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋などの特殊な構造物・大規模構造物
 - ・ 急峻な谷間に存在するなど、高度な機械力を要する構造物
 - ・ アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、診断・修繕に高度な技術力を要する構造物
 - ・ 建設後50年以上を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、施工方法等の詳細が不明な構造物
- ② 上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと
- ③ 当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するものであること
- ④ 地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること



直轄診断の事例

呉市仁方隧道へ『道路メンテナンス技術集団』を派遣

平成31年3月7日に呉市が管理している道路施設の仁方隧道に「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、直轄診断を実施しました。

直轄診断は老朽化対策としての地方自治体支援のメニューの一つで、昨年度までに全国10箇所で開催され中国地整管内での実施は初めてで、トンネル施設の診断は全国初となります。

呉市長に技術集団派遣通知書を手交後、現地において直轄診断を実施し診断結果の概要報告を行いました。



技術集団派遣通知書を手交
(道路部長 ⇒ 呉市長)



覆工コンクリートの状態を確認
(道路メンテナンス技術集団)



道路メンテナンス技術集団による調査・診断
(道路メンテナンス技術集団)



診断結果の概要を報告
(技術集団 ⇒ 呉市)

4. 技術支援の取組

(6) 修繕代行

高度の技術を要するもの等、法に定められた要件を満たし、予算が認められた修繕工事については、国が代行できる制度があります。

道路法 第十七条（管理の特例）

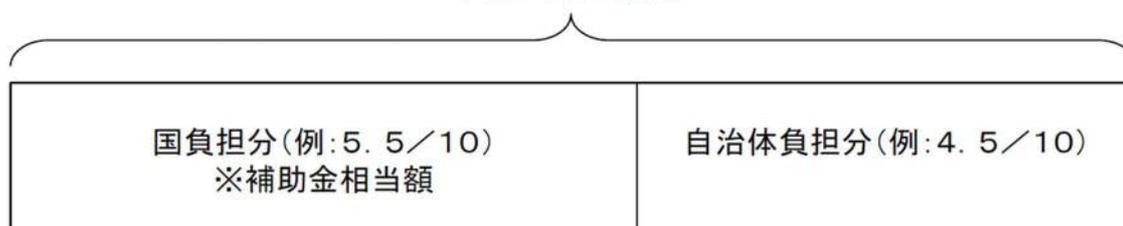
6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。（平成25年9月2日施行）

道路法施行令 第一条の六（国土交通大臣が工事を行うことができる施設又は工作物）

法第十七条第六項の政令で定める施設又は工作物は、トンネル橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とする。（平成25年9月2日施行）

注：費用負担について

事業に要した費用



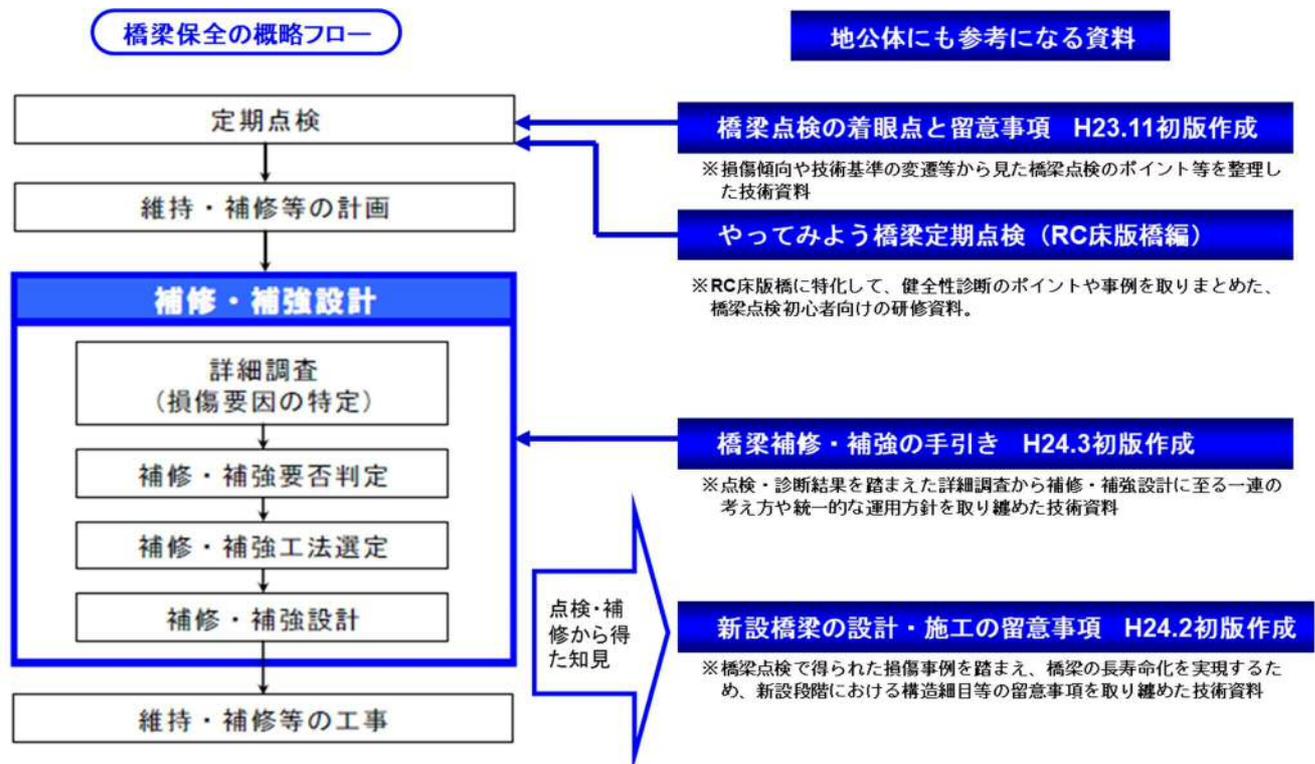
4. 技術支援の取組

(7)その他の技術支援

①橋梁保全技術資料の情報提供

中国地方整備局では、橋梁保全に携わる中国地方整備局の技術職員の技術力の向上を図ること等を目的として、各種技術資料を作成しています。

当該資料は各地方公共団体にも参考になるとと思われるため、要望に応じて情報提供します。



5. 参考資料（技術支援取り組み実績）

① 道路構造物管理実務者研修、点検講習会等の実施概要

道路構造物管理実務者研修

■道路構造物管理実務者研修の実施（平成26年度から開催）
道路法施行規則第4条5の2の規定に基づく道路橋、トンネル、横断歩道橋、附属物、シェッド・大型カルバートの定期点検に関して 最低限必要な知識と技能の習得を図る。

【令和元年度の実施状況】

実施期間：橋梁管理実務者研修Ⅰ

Ⅰ期 令和元年 7月 8日～ 7月12日 / 実施場所：中国技術事務所 研修所

Ⅱ期 令和元年 9月 2日～ 9月 6日 / 実施場所：中国技術事務所 研修所

Ⅲ期 令和元年11月25日～11月29日 / 実施場所：中国技術事務所 研修所

橋梁管理実務者研修Ⅱ

令和元年12月 9日～12月13日 / 実施場所：中国技術事務所 研修所

トンネル管理実務者研修

令和元年 9月24日～ 9月27日 / 実施場所：中国技術事務所 研修所

R1までの受講者：中国地方整備局81名、地公体職員277名



橋梁点検講習会等

■橋梁点検講習会等の実施
地公体職員を対象に、各県（政令市）や各県道路メンテナンス会議との共催により実施。

■技術支援実施概要

- ・橋梁点検現場実習
技術支援対象橋梁は、開催県、市町村が管理する橋梁のうち、損傷が著しい、又は特徴的な損傷のある橋梁等
- ・橋の基本、橋梁点検の着眼点等講義
- ・橋梁保全アドバイザー（学識者）の派遣
- ・点検調書作成実習
- ・WEB会議（直轄事務所にて）による座学



地公体管理の供用中の道路橋を利用した点検実習

5. 参考資料（技術支援取り組み実績）

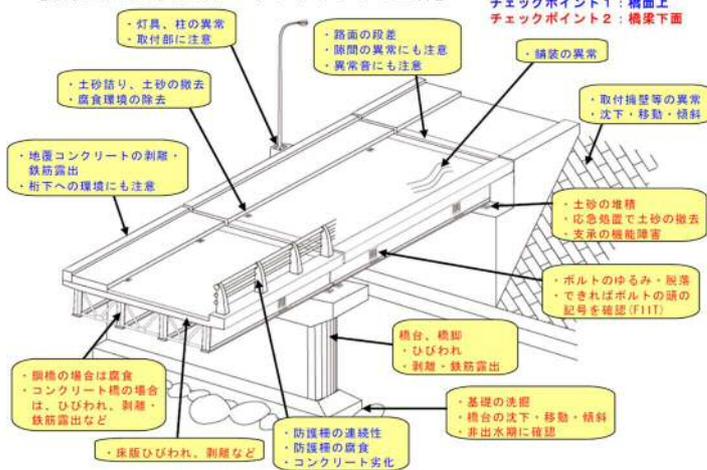
橋梁点検の着眼点と留意事項 H23.11初版作成

橋梁保全技術の自己研鑽（スキルアップ）、橋梁点検業務の打合せ等で活用頂けるよう、橋梁点検の着眼点と留意事項、橋梁と損傷の基礎知識等を取り纏めた中国地方整備局職員向けの技術資料。

橋梁点検時のチェックポイントなど写真入りで分かり易く解説。

- ・橋梁点検業務における点検業者との点検手法、点検内容等の打合せ時の参考書
- ・損傷の著しい橋梁の職員による現地確認時の参考書
- ・事務所における技術力向上施策における参考書 等

【点検時の基本的なチェックポイントの全容】



伸縮装置に段差。遊間異常はないか？
一支承の損傷や沈下・移動、下部工の傾斜の可能性はある。



補修・補強箇所は再劣化はないか？
一劣化した場合、既に耐荷性能が著しく低下している場合がある。



橋梁補修・補強の手引き H24.3初版作成

橋梁補修・補強設計を行ううえで、詳細調査～設計に至る基本的な考え方や統一的な運用方針を取り纏めた中国地方整備局の技術資料。

実務の流れを踏まえ、コンクリート部材は損傷要因毎、鋼部材は損傷形態毎に要点を整理した参考書。

補修・補強設計実務の流れ



現場状況や各種基準内容を踏まえた
手引き構成の整理

■コンクリート橋及び鋼橋の特徴を踏まえた手引きの構成

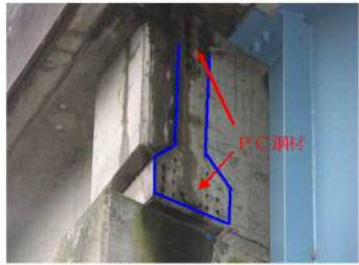
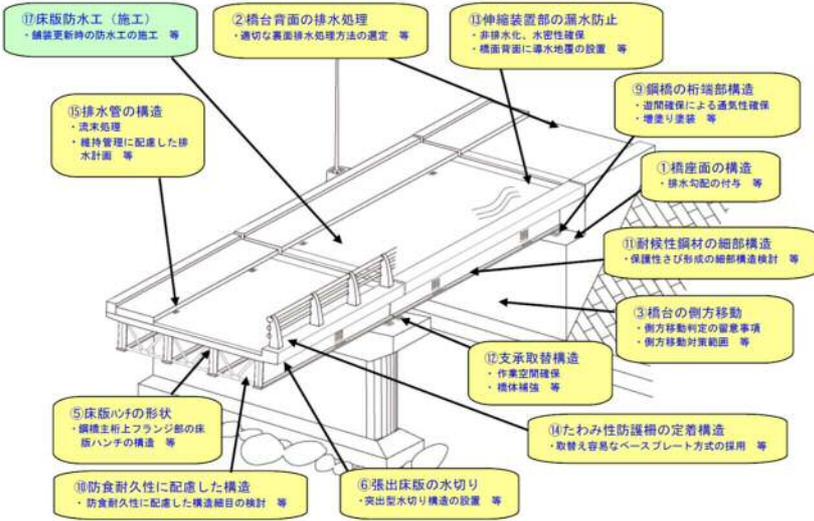
- ・コンクリート橋：損傷要因単位で体系的に取り纏める。
- ・鋼橋：損傷形態単位で体系的に取り纏める。

損傷要因	損傷形態	調査手法	補修・補強
外力超過	ひびわれ 剥離・鉄筋露出 遊離石灰	外力に対する補強	外力に対する補強
施工不良		施工不良箇所の補修	施工不良箇所の補修
塩害		塩害抑制・予防	塩害抑制・予防
中性化		中性化抑制・予防	中性化抑制・予防
アルカリ骨材反応		ひびわれ性状・膨張量	ASR抑制・予防
凍害	凍害抑制・予防	凍害抑制・予防	凍害抑制・予防
床版の疲労	ひびわれ方向性	疲労抑制・補強	疲労抑制・補強
...
防錆機能の劣化	腐食 亀裂	腐食厚測定	腐食箇所の補修・補強
水の供給		亀裂検出調査	亀裂箇所の補修・補強
応力集中		打音調査等	ボルトの交換
疲労		変形量調査等	変形の矯正・取替
溶接欠陥	
運搬損傷	ゆらみ・剥離
衝突・外力	変形

※最も基本的な調査である目視調査を追加

新設橋梁の設計・施工の留意事項 H24.2初版作成

橋梁点検で得られた損傷事例を踏まえ、橋梁の長寿命化を実現するため、新設段階における構造細目等の留意事項を取り纏めた技術資料。
 損傷写真や好事例と合わせて分かり易く記載した参考書。



プレート桁端面のPC鋼材腐食事例



桁端部遊間確保と塗装事例

技術支援に関する問合せ・連絡先

【問合せ・連絡先】

中国地方整備局

道路部 道路保全企画グループ

TEL 082-221-9231 (代表)

E-mail kyouryouhozen@cgr.mlit.go.jp

道路保全企画官	飯 分 優
道路構造保全官	錦 織 直 紀
道路構造保全官	梅 木 寿 明
道路保全企画係長	遠 藤 圭 一

中国道路メンテナンスセンター

TEL 082-824-3460 (代表)

E-mail kyouryouhozen@cgr.mlit.go.jp

センター長	藤 原 博 明
保全対策官	佐々木 健 志
技術課長	徳 光 優
工務係長	難 波 誠
保全企画係長	松 本 佑

〇〇河川国道事務所 道路管理課

TEL

E-mail

道路管理課長 ○ ○ ○ ○

どうぞお気軽に御連絡下さい。お待ちしております！

[R2 度版 初版発行] 令和2年4月